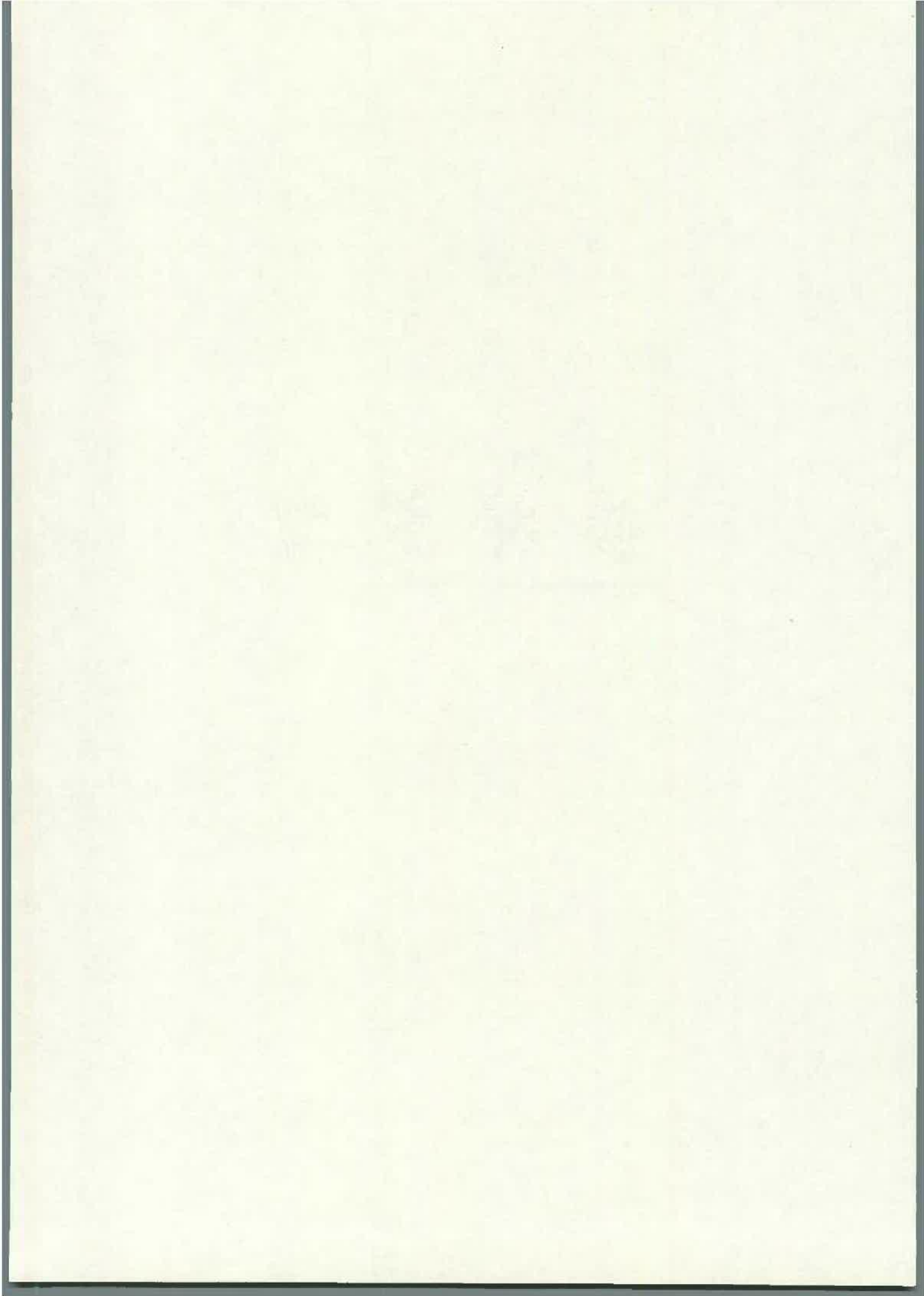


参 考 資 料



ヒアリング記録

庁内関係者

2009年	8月	25日	市民・こども局こども支援部
	8月	25日	まちづくり局住宅整備課
	8月	25日	まちづくり局住宅管理課
	9月	3日	教育委員会企画課
	11月	6日	健康福祉局高齢者事業推進課

セミナー

2009年 9月 3日

「中・長期的展望に立った都市社会のあり方と『高齢者標準』」
～都市部での高齢化を見据えた政策、制度設計の方向性～

9月 25日 「超高齢者社会を見据えた大都市経営のあり方」

市内視察

2009年	11月	24日	野川西団地自治会
	12月	3日	NPO法人 ままとんきっず
	12月	3日	ボランティアグループ すずの会
	12月	9日	NPO法人 秋桜舎 コスモスの家

海外視察

2010年	1月	11日	スウェーデンクオリティケア (SQC)
	1月	12日	ソルナ市 高齢者福祉施策
	1月	12日	ソルナ市 保育施策
	1月	12日	就学前教育施設「レインボー」
	1月	13日	グループリビングホーム「スコーガ」
	1月	13日	ソルナ市 社会福祉局

市民・こども局こども支援部ヒアリング	
開催日時	2009 年 8 月 25 日(火)13:00～14:30
開催場所	本庁舎北館 4 階 総合企画局ミーティングルーム奥
出席者	市民・こども局こども支援部 箱島主査、榎本、江津、塙
議 題	
1	保育を取り巻く川崎市の傾向について
2	保育士について
3	川崎市独自の基準はあるか
4	今後の人口動向を踏まえてどのように考えているか
5	保育所整備手法について
6	その他
内 容	
内容1 保育を取り巻く川崎市の傾向について	
・就学前児童が急増しており、平成 19 年の保育緊急 5 か年計画では追いつけない状況。 ・就学前児童の急増の要因として、首都圏への人口集中が挙げられる。 ・さらに、女性の社会進出や働き方の変化及び就労・家庭環境の変化などにより、保育に対するニーズが高まっている。 ・川崎市の出生数は、14,000 人台と非常に多い数で推移しており、背景として子どもを産む若い世代の転入転出の多さが挙げられる。 ・保育所利用申請者数の推移に着目すると 1 歳児の申請者数が最も多いことが分かる。 ・そこで、保育緊急 5 か年計画(改訂版)において、目標を上方修正するとともに、1 歳児からの保育所整備の推進にも取り組む。 ・待機児童は、「入所申込が提出されており、入所要件に該当しているが、入所していない者」と定義されており、保育に対するニーズが高まることで増加することも十分考えられる。 ・多くの人々は、子どもを預けることが出来るのであれば働きたいと考えており、保育所をつくることで、保育ニーズが高まり、待機児童が増加するといったことも想定される。 ・待機児童の数は予想は難しい。	
内容2 保育士について	
・保育士の人材育成も課題である。都市部では、不足傾向にあり、確保が難しい。 ・川崎市の場合、市内に保育士を養成する学校が少ない。 ・また、施設長を務めることのできる 10 年以上のキャリアを持つ保育士が少ない。 ・大手企業であれば、雇用環境を充実させ、地方から保育士を呼び込むことも出来るが、財政に余裕のない場合、人材の確保が難しい状況である。	
内容3 川崎市独自の基準はあるか	
・認可保育所の基準は、国の児童福祉法に則って認可をしている状態で、川崎市独自の基準はない。 ・認可した保育所が経営破綻したことがあり、そのようなことが二度と起こらないために、川崎市も独自の基準を持つことが必要となっている。	
内容4 今後の人口動向を踏まえてどのように考えているか	
・児童は、いずれ減るだろうと考えられるが、いつ減るのか予測が立てづらい。 ・今は待機児童を解消するために保育所を増やすことで精一杯の状況である。 ・就学前児童が減った場合を見据えた今後の取組も検討していく必要がある。	

内容 5 保育所整備手法について

- ・今までは、市有地を使って整備をしていたが、市有地の数が少ない上、保育所が必要な地域に市有地があるとは限らない。
- ・最近では、既存建築物を使った施設改修型の小規模認可保育所が注目されており、メリットとしては、ニーズに対して迅速に対応できるということ、デメリットとしては、園庭があるとは限らないといった環境面が挙げられる。また、建物用途による制約もある。
- ・アンケート調査の結果、保育所の場所として通勤途中のニーズが高く、つまり駅周辺においてニーズが高い。
- ・市では、駅周辺において保育所の整備を法人に募集している。
- ・大規模開発の際、市では積極的に整備を促している。
- ・ただし、認可保育所については、認可をすると運営費を市が負担しなくてはならず、児童 1 人あたり一月 10 万円かかることから、計画を超えた認可は難しい。
- ・大規模開発なら、法人に保育所整備を依頼しやすいが、(必要な保育対策は同じなのに)小規模なマンションが複数建った場合が難しい。
- ・また、マンション建設が計画された場合、住む世帯が分からず保育所整備の予測が立てづらい。
- ・その他の手法として、家庭で 2,3 人の児童の保育をする家庭保育支援制度がある。市においても、過程保育福祉員(保育ママ)という制度があるが、認可保育園の方がニーズが高くあまり普及していない。
- ・保育緊急 5 か年計画において、公立保育園の民営化の推進が挙げられている。
- ・民営化の手法は 2 つあり、①建替えて民営化する方法と②既存の施設を使用して指定管理者制度で民営化する方法である。
- ・①の場合は、国庫補助の対象となり、社会福祉法人のみ事業者になることができる、一方②の場合は、社会福祉法人に限らず株式会社でも可能である。
- ・近年、保育所の老朽化が進んでおり、①で民営化する方が望ましいが、建替えの間、仮設保育所を設置する土地が得られず困難な状況である。
- ・特別養護老人ホームと保育所を 1 ヶ所に整備することも案としてありうる。
- ・障害者施設と保育所を一緒に整備した事例は市にもある。

内容 6 その他

- ・児童福祉法で定義されている保育に欠ける児童と就労問題などの待機児童を生み出す環境が適合していない。
- ・待機児童ばかり、注目されているが、待機児童問題の他に住宅保育や児童虐待の問題もある。

ま と め

- ・保育を取り巻く市内の状況及び保育に対する市の方針及び取組みについて伺った。
- ・保育に関する問題は多様であり、全体での対策をする必要がある。

まちづくり局住宅整備課ヒアリング	
開催日時	2009年8月25日(火)14:30~16:00
開催場所	総合企画局ミーティングルーム
出席者	まちづくり局住宅整備課 柏木課長補佐、石川主査、黒田職員、榎本、江津、埴
議 題	
1	住宅整備課から「川崎市における住宅施策の取組状況<事業概況説明>」資料にて説明 ① 川崎市の住宅事情 ② 住宅政策の取組概要
2	住宅政策において抱える問題
内 容	
内容1-① 川崎市の住宅事情	
・世帯規模が縮小傾向。 ・川崎の住宅総数は世帯総数の約1.1倍で、量的な充足はされている。人口減少している他都市では、空き家化が進んでいる状況もある。 ・マンション化の進行:全体の73.4%が「共同建て」で、「一戸建て」は24.7%(2008年度住宅土地統計調査速報値)。 ・高い借家率:大都市間で比較すると、借家率が高い。持家率44.7%、借家率52.7% ・最低居住水準:最低居住水準未満世帯率は2003年で8.8%(1993年は15%)となり減少傾向だが、大都市間比較では3番目に高い。	
内容1-② 住宅政策の取組概要(主なもの)	
・住宅の長寿命化に向けたストック改善への支援:マンションの段差解消工事等費用助成(実績6件) ・市営住宅用地の定期借地により、「上布田つどいの家」(共生住宅)を新たな住まいづくりとして開設。 ・子育て等あんしんマンション認定制度創設:集会室を子育て仕様を整備した費用の一部助成、子育て相談員派遣(実績2件) ・高齢者向け優良賃貸住宅のモデル展開:ピバース日進町として医療施設やデイサービス等併設型 ・居住支援制度:連帯保証人の確保等の問題により民間賃貸住宅への入居に困窮している高齢者などの入居保証及び居住継続を支援 ・高齢者向け優良賃貸住宅:高齢者の自立した日常生活や在宅介護に配慮した賃貸住宅の誘導のため、民間オーナーに建設費の一部と家賃の減額に要する費用を補助	
内容2 住宅政策において抱える問題	
・住宅政策としての家賃補助等は国の政策によって公的賃貸住宅の一部に行っているが、民間の一般住宅への川崎市独自の補助は現在行っていない。 ・高齢者向けの住宅と子育て世帯向けの住宅において、建設費補助を受けることができる制度がある。しかし現在の方向として、高齢者向けの住宅が足りないので、高齢者向けの住宅に建設費補助を行っていく方針。 ・空き家率10.1%は、2003年から2008年の間に増えていない。国では、空き家を観光用の施設などとして再生する事業について助成を行なう制度があるが、川崎市では事例がない。 ・今後の課題として、高齢者の住み替え支援を取り組んでいく。高齢者は駅から遠い広い家で、若い子育て世帯が駅近くの狭い家という構造がある。この構造を逆にすることが望ましいため、ニーズはまだわからないが、相談窓口設置を検討。	
ま と め	
・高齢者向けの住まいに重点的に取り組む姿勢があり、国の補助制度による支援を行なっている。 ・高齢者向けの住まいには、建設費の補助、家賃補助や入居保証の制度がある。 ・高齢者の住み替えが今後の課題である。	

まちづくり局住宅管理課ヒアリング

開催日時	2009 年 8 月 25 日(火)16:10～16:50
開催場所	総合企画局ミーティングルーム
出席者	まちづくり局住宅管理課 古田主査、榎本、江津、埴

議 題

- 1 市営住宅における高齢化の状況
- 2 高齢化による問題
- 3 市営住宅における世代交代
- 4 高齢化への対策

内 容

内容 1 市営住宅における高齢化の状況

- ・ 高齢化の進む市営住宅: 65 歳以上の入居者が 50%を超えている住宅は全部で20棟(高齢者専用住宅は除く)。建設されてから長い年数を経ているところが多い。建て替えが決定されており、新規入居者を募集していないところも含まれている。
- ・ 高齢化の数値: 全体 17,000 戸のうち入居は 16,000 戸である。入居者 35,504 人のうち65歳以上の居住者は 12,746 人で 35.9%である。(高齢者専用住宅含む。)

内容 2 高齢化による問題

- ・ 地域コミュニティの弱体化: 自治会の役員の不足や、掃除、草取り、草木の剪定、住民トラブルの解決などの自治会・町内会活動が困難になっているとの報告がある。しかし、自治会自体が崩壊するまでは至ってはならず、独居老人の孤独死などは多発していることはない。
- ・ 若い世代を入居させるなどの対策は考えられるが、若い世代は学校や駅の近くなどに立地している住居への入居を希望する傾向があり、現実には至っていない。

内容 3 市営住宅における世代交代

- ・ 市営住宅は、低所得で住宅に困難な方のための住宅であり、高齢者、障害者、母子世帯、DV 被害者などが多く居住している。高齢者専用の住宅もある。一度入居したら、条件を満たしていれば定住できる住宅である。
- ・ 以前は、所得の低い若い世代が入居し、所得が高くなると退去していたことが多かったが、現在は一度入居した世帯はずっと定住しそのまま高齢化している。時代の移り変わりとともに市営住宅に対するニーズも変化している。

内容 4 高齢化への対策

- ・ 現在の高齢者専用の住宅には、バリアフリー対策が施されており、緊急通報システムの設置、生活相談員の配置、団楽室の整備も行われている。
- ・ 今後の対策としては、高齢者福祉施設との合築や、既存の住宅にはヘルパー事業所に一部を貸すなどの方法が考えられる。健康福祉局と共同で考えていかなければならない。

ま と め

- ・ 市営住宅は高齢者や障害者等向けの住まいであり、高齢化していくことはやむを得ないことと捉えられている。
- ・ 近い将来に予想される高齢化による問題への対応は、住宅面だけでなく福祉面からのアプローチも必要であり、健康福祉局との協力が必要になる。

教育委員会企画課ヒアリング	
開催日時	2009 年 9 月 3 日(木)12:45～13:50
開催場所	総合企画局ミーティングルーム
出席者	教育委員会企画課 小椋主幹、葛山職員、榎本、江津、嶋
議 題	
1	川崎市の小中学校の現状
2	学校の小規模化、大規模化に伴う諸問題
3	川崎市立学校における適正規模と適正化に向けた学校再編
4	統廃合による問題とその解決策
内 容	
内容 1 川崎市の小中学校の現状	
・<u>児童生徒数、学校規模の推移</u>:川崎市の小・中学校では、少子高齢化による出生率の低下の影響により、児童生徒数、1校あたりの児童・生徒数、学校規模の減少が続いていたが、現在は大規模なマンションの建設等住宅開発により、児童生徒数、1校あたりの児童・生徒数、学校規模ともに増加傾向が見られる。 ・<u>通学区域</u>:通学区域は児童生徒数の適正規模、通学距離・時間及び安全性、地域の特性などを考慮して設定されている。文部科学省では通学距離を小学校で4km以内、中学校で6km以内と定めているが、川崎市内では小学校で2km、中学校で3kmを超えるところはなく、通学距離・時間については特に問題となっていない。通学区域と町内会の区域の整合性を保つことが望ましいが、人口急増期の分離新設の影響から多くの学校で町内会を分割している学校もある。 ・<u>児童の集中地域と過疎化地域</u>:大規模な住宅開発に伴い、限定された地域で集中して児童生徒数が増加している。一般的に、入居から10年前後の間は増加し続ける傾向がある。一方で、学区内に開発の見込みがないところでは、統廃合する学校が存在しており、「適正規模・適正配置の基本的な考え方(平成15年8月)」での報告の時点で、河原町小の御幸小への統合など6つの地域で統廃合の必要があるとされており、統廃合が進められている。	
内容 2 学校の小規模化、大規模化に伴う諸問題	
・<u>小規模化の問題</u>:集団規模が小さいことによる、集団活動等の活性化の欠如、学習の深まりや広がり の困難性、学習そのものの不成立といった学習指導上の問題や、学級編成が行えないことによる、価値観の固定化、問題解決の解消が困難といった児童生徒の生活面の問題、実技科目で教員1名での対応、教員の研究や研修への参加制限といった学校運営上の問題がある。また、1学級児童の数40名に対して教員1名の配置の基準があるが、児童の数に関係なく一定の事務量が発生するため、教員の負担増などの問題がある。 ・<u>大規模化の問題</u>:施設面での使用制限、全体の掌握困難といった学習指導上の問題や、生徒間の人間関係・信頼関係の育ちにくさ、遊戯の制限、部活動・委員会活動の制限といった児童生徒の生活面の問題、教員相互の連絡連携の不足、校外行事の活動内容や安全面での制約といった学校運営上の問題がある。	

内容 3 川崎市立学校における適正規模と適正化に向けた学校再編

- ・適正規模:多様な価値観を持つ仲間とのふれあいや、生徒間と教員との関係の保持といった児童生徒の教育環境面や、教員相互の教育効果の向上といった学校運営の面から考慮して、適正規模は、小・中学校とも普通学級で 12～24 学級程度、児童生徒の急増地域は一時的に 30 学級までを許容学級数としている。
- ・学校の適正配置と学校再編:学校の適正化に向けて、小規模校、大規模校の解消のため、「通学区域の変更」と「学校の統廃合」が必要になる。その際、市民との共通理解や地域組織との関係、通学距離・時間、安全の確保などに充分配慮することが必要である。改築や大規模改修による学校の統廃合では、隣接する学校との関係から鑑みて適正規模校への統合の可能性を検討する必要がある。

内容 4 統廃合による課題とその対応

- ・学校の配置は通学区域の中央にあることが望ましいが、学校新設の際の適地確保の困難性から、必ずしも中央に設置されてはいない。また、1つの町内会で2つの学校に分割してしまうこともある。
- ・統廃合が行われる際、一時的に隣接する学校に通学するため、通学距離が遠くなり、バスを利用する必要が生じたことや、統廃合の結果、元の学校の教員の配置や指導方針に偏りがある場合があった。
- ・通学の際に公共交通機関を利用することは、法的な規制はないが、交通費の負担や安全面の問題から、現実化は困難であると考えられる。また、地域と学校の関係構築を重視すると、得策ではないと考えられる。
- ・児童数の予測は、現在の0から6歳の人口から今後6年間の入学者を予測し、年に一度推計している状況である。小学校就学前児童数は現在ピークを迎えているが、小学校・中学校の児童数は少し遅れてピークを迎えると想定される。
- ・近年の大規模マンションの建設による人口の急増地区は予想が立てづらく、児童数の集中・過疎化への対策は困難である。しかし、いかなる状況にあっても、子どもたちの教育の機会均等と水準の安定性を確保し、良好な教育環境を提供することは行政の責務であることから、課題解決に向けて地域や学校の状況に応じた計画的・具体的な対応策を講ずることが必要と考えられている。
- ・課題解決のためには、地域に開かれた特色ある学校を目指し、東京都や横浜などで採用されている学校選択制度の導入も検討の余地がある。

ま と め

- ・学校の適正配置について、児童生徒数の規模、通学距離・時間、安全性の確保、町内会・自治会運営などを勘案し、地域・保護者の理解を得ながら配置を実施している。
- ・人口集中・過疎化は予想が立てづらい問題であるが、可能な限り対応策を講じ、住民や地域の理解を得られるように努め、地域と学校の良い関係を築くことが必要である。

健康福祉局高齢者事業推進課ヒアリング

開催日時	2009 年 11 月 6 日(金)9:00～11:30
開催場所	総合企画局ミーティングルーム
出席者	健康福祉局高齢者事業推進課 計画推進担当菅野主査、土元職員、高齢者在宅サービス課 足立職員、中村職員、介護保険課 荒井主査、大町職員、榎本、江津、埴
議 題	
1	高齢者福祉を取巻く課題と取組状況について
2	高齢化に関するデータについて
3	高齢者福祉計画・介護保険事業計画について
4	市の人口動向を踏まえた取組について
5	市内の地域特性を踏まえた取組について
6	高齢者増加に伴う福祉費用の増大について
7	コミュニティ活動について
8	特別養護老人ホームについて
9	その他
内 容	
内容 1 高齢者福祉を取巻く課題と取組状況について	
・ <u>高齢者福祉が抱えている課題</u>: 市内の中で、地域ごとに住民意識等に差異があるので、地域にあった施策を推進することが重要。また、施設をつくる土地が少ない。 ・ <u>重要だと考えている取組み</u>: 元気な高齢者も介護が必要な高齢者も、住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けることができるような体制・仕組みづくりが最も重要	
内容 2 高齢化に関するデータについて	
・ <u>データの把握</u>: 統計情報から必要に応じて把握。孤独死については(定義が定まっていないこともあり)特に把握していない。	
内容 3 高齢者福祉計画・介護保険事業計画について	
・ <u>他都市と比較して川崎独自の事業はあるか</u>: 本市独自のものもあれば他都市にあって、本市で行っていないものもある。 ・ <u>今後の独自性のある計画の有無</u>: 点検・見直しをしながら、状況に応じて検討 ・ <u>事業のひとつである見守りネットワークの充実の具体的取組</u>: 「わたしの町のすこやか活動支援事業」を展開。既にボランティア活動や自主的活動が実践されており、それら団体の連合として「地域推進委員会」を結成し、地域推進委員会に助成。43団体に補助金を交付している。これは他都市に例のない取組みである。 ・ <u>第3期計画までの「介護予防」の取組内容・成果</u>: 対象者を抽出してチェックリストを郵送しアンケート調査行い、介護予防が必要とされる「特定高齢者」を決定し、介護予防事業に参加するよう呼びかけている。複合的な要素があるため、要介護の人数が減った等の成果は把握できない。	
内容 4 市の人口動向を踏まえた取組について	
・ <u>人口動向をふまえた計画策定</u>: 3年毎に計画を見直している。	

内容 5 市内の地域特性を踏まえた取組について ・ <u>高齢化が進む地域での課題</u>: 災害時等有事の支援体制。ただし、高齢者だからというよりは、都市部の地域コミュニティの希薄化からの課題でもある。 ・ <u>高齢化が進展する地域課題への対策</u>: 市民が主体の地域における支えあいのネットワーク醸成(私の町のすこやか活動支援事業)。相談機能の充実。
内容 6 市高齢者増加に伴う福祉費用の増大について ・ <u>介護給付費</u>: 平成 12 年度と平成 21 年度の比較で、市税収入 1.09 倍のところ、介護給付費は 2.83 倍である。
内容 7 コミュニティ活動について ・ <u>コミュニティ活動の市の関わり</u>: 老人クラブ連合会を通じて、老人クラブに対し活動経費補助。地域ボランティア団体に補助している。そのほか私の町のすこやか活動支援事業で色々な組織の連携を図っている。
内容 8 特別養護老人ホームについて ・ <u>必要性</u>: 地域での生活が困難となった際の安心として、特別養護老人ホームが必要。必要性の高い人が早期に入居できるよう整備を進めている(6 年間で 1225 床を目標)。また、(住んでいる区内でないと入居できないといったことはなく)建設できるところに建設しているので、配置計画といったものはない。
内容 9 その他 ・ <u>グループホーム</u>: グループホームは独立採算の運営が可能なので、補助していない。 ・ <u>地域居住の実現</u>: 在宅福祉の充実とともに、高齢期の多様な住まい方の普及を図ることも重要な取り組み。 ・ <u>介護老人保健施設</u>: 通常、1 ヶ月から 6 ヶ月ほどの入所なので、長期の待機者はいない。
ま と め
・ 高齢者の計画をたて、対策をしている状況がわかった。 ・ この計画を実際にどのように実現されているかを知るため、実態の調査を行なっていくこととする。

平成 21 年度 第 1 回都市政策研究会 中・長期的展望に立った都市社会のあり方と『高齢者標準』 ～都市部での高齢化を見据えた政策、制度設計の方向性～	
開催日時	2009 年 9 月 3 日(木)14:00～16:00
開催場所	いさご会館 4 階 会議室
講師	東京大学 公共政策大学院政策ビジョン研究センター 森田 朗 教授
議 題	
1	高齢化の状況について
2	高齢化の進展を踏まえて検討すべきこと
3	高齢者の日常生活をサポートする上での課題
4	【質問】高齢者の雇用について
5	【質問】福祉人材をどのように維持すべきか
6	【質問】コンパクトシティは川崎市に導入可能か
7	その他
内 容	
内容 1 高齢化の状況について	
・日本では高齢化が進展している。 ・地方部では、今後高齢化率は上がるが高齢者の数は減少するだろう。 ・都市部では、急速に高齢化が進むことが予測される。特に高度経済成長期に開発がすすんだところはその傾向が顕著である。 ・一方で、川崎市においては、人口が増加し、若年者の数も多く、非常に恵まれている。 ・ただし、川崎の人口は社会増によるもので、経済の影響を受けやすい。 ・人口移動は、自治体のサービス水準に左右されることとなるだろう。	
内容 2 高齢化の進展を踏まえて検討すべきこと	
・現在都市部が国税として納めている税金の一部は、地方交付税として地方部に税金がいく仕組みとなっているが、高齢化が進むと将来都市部から地方部への税金の提供は出来なくなるだろう。 ・高齢化により、医療費、介護費等の福祉費が増えることが想定される。 ・高齢者の大半は、元気であり、この健康を維持するべく予防医療が重要になってくる。 ・ただし、心身の機能低下は免れられず、エスカレーターの下り走行や大きな活字等、高齢者を標準に社会のあり方を改めることが望ましい。 ・特に高齢者であるが介護は必要としない人が暮らしやすいような仕組みを構築することが効果的である。 ・政策には、タイミングが重要である。医師不足に対して、医学部の定員が増やされたが、医師になるには 11 年の年月を要し、医療を受ける人のピークと合わないといった事例もあった。 日本の高齢化の規模と速度は、世界的に前例のないことであり、自分たちで考えなくてはならない課題である。	
内容 3 高齢者の日常生活をサポートする上での課題	
・高齢者の日常生活をサポートする上で、①お金の管理、②住宅問題が重要である。 ・①については、成年後見人制度があるが、より簡易で便利な制度が求められる。 ・高齢者の貯蓄の傾向は、日本の経済にとっても好ましくない。 ・②については、特に分譲マンションにおいて問題が顕著であり、居住者の高齢化とマンションの老朽化が進行し、適切な管理ができずに、マンションがスラム化することが懸念される。 ・リバースモーゲージなどの検討も必要ではないか。 ・ハードだけの検討に留まらず、いかにソフト施策と組み合わせることが重要である。 ・UR 都市機構では、子どもと一緒に住む場合や子どもの近くに住む場合に家賃を補助することを検討している。	

内容 4 【質問】高齢者の雇用について ・元気な高齢者が働くことができる環境を提供するためには、ワークシェアリングの導入や終身雇用の仕組みを変える必要がある。
内容 5 【質問】福祉人材をどのように維持すべきか ・福祉人材の確保は難しい課題である。 ・高齢者の就労促進の必要性も想定されるが働くといったことも必要かもしれない。 ・福祉分野は市場原理が働かず、ハードな労働にもかかわらず、賃金が低い。賃金を上げる仕組みが必要である。
内容 6 【質問】コンパクトシティは川崎市に導入可能か ・コンパクトシティの概念は、そもそも中心市街地の衰退などを受け、地方を対象に考案されたもので、川崎などの都市部を想定していない。 ・地域コミュニティ向上のために集約化することが重要である。 ・力のある自治体が地方を支援しなくては、日本は成り立たない。
内容 7 その他 ・力のある自治体が地方を支援しなくては、日本は成り立たない構造となっている。 ・近年、独身傾向が高まり、単身の高齢者が増加した場合、どのように対応するかも検討していかなければならない。
ま と め
・全国的に高齢化が進んでいる中、川崎は若年者の数が多く非常に恵まれている。
・高齢化の進展を踏まえ、特に元気な高齢者を支えていくことが重要である。
・高齢者の日常生活をサポートするような対策、特にソフトの対策が必要である。

セミナー 超高齢者社会を見据えた大都市経営のあり方	
開催日時	2009年9月25日(金)15:00~17:00
開催場所	東京都庁第一本庁舎 25 階北側 103 会議室
講 師	一橋大学大学院法学研究科 辻 琢也 教授
議 題	
1 都道府県別「住みたい、産みたいランキング」	
2 超高齢社会の到来と首都圏	
3 超高齢社会における大都市経営に関する一考察	
4 府県・政令指定都市制度改革	
内 容	
内容1 都道府県別「住みたい、産みたいランキング」 ・1960-1965年のデータ(高度成長期)と2000-2005年のデータの比較:社会増加率、平均合計特殊出生率を比較。また、その偏差値合計から「住みたい、産みたいランキング」としている。 1960-1965年:偏差値合計 1位埼玉、2位神奈川、3位千葉、32位東京、最下位山口 2000-2005年:偏差値合計 1位沖縄、2位滋賀、3位愛知、7位東京、最下位奈良 一少子高齢社会に求められる人口対策の重要性:地域の魅力、人をひきつけるバランスの重要性 ・沖縄県は、圧倒的な出生率の高さと、全国8位の社会増加率の高さ。沖縄の特殊性と各種沖縄振興策の一定の成果。 ・最下位の奈良は、社会増加率・出生率ともに全国最低水準。大阪に依存した就業構造と都市型の地域社会構造であり、大阪の経済地盤の低下とともに社会増加も減少し、出生率も容易に回復しない。 一大都市への一極集中の危うさと特段の出生率対策を講じてこなかったツケの大きさ ・同水準の財政力の乏しい県のランキング(14位島根、18位宮崎、41位青森、43位秋田)や大都市圏のランキング(3位愛知、5位神奈川、42位京都、44位大阪府)となっており、似たような経済環境にあっても、異なる他の要因によってランキングに大きな差。 一分権的な自治構造を前提に、出生率対策や地域活性化を図ることの重要性がさらに高まる	
内容2 超高齢社会の到来と首都圏 ・ <u>将来の予測</u> :30年後を予測するためには、30年前と現在の比較から考えていく。関西圏の現在が首都圏の将来になる。 ・ <u>少子高齢社会</u> :地方圏は厳しい現状にあるが、若い人がどんどん都市に行き高齢化した。しかし、今後の首都圏の高齢化は集まってきた人が高齢化するので、加速度的に増加。今までの高齢化とは違う。 ・ <u>地方財源</u> :近年の景気後退に伴う財源不足があるが、不足要因をみると、社会保障費が増加しており、景気が回復しても回復しない部分の増加が多い。 ・ <u>社会資本の維持更新</u> :整備を欧米に較べると短期間に整備しており、更新時期も同時にくる →「このままの住民サービスを維持して、さらに何かを行なう」のは厳しい時代。コンパクト・効率的に地方自治を運営する必要がある	

内容3 超高齢社会における大都市経営に関する一考察

- ・大都市の時代:3大都市圏人口が総人口に占める割合は半分を超え、今後も増加が見込まれる。
- ・高まる都市間の富の偏在性:大都市(圏)内の格差問題が軽視される傾向にあるが、大都市は生活困窮状態になると行政依存が高くなり、また、都市施設の更新時期が重なる。貧困と犯罪に悩む世界の大都市以上に、日本の大都市が富と貧困の偏在に苦しむ可能性。
- ・大都市に関わる不十分な財政調整制度:大都市では財政力格差の是正があまり行なわれておらず、このままでは財政格差は一層拡大する可能性がある。小規模市解消など抜本的な見直し策の実施が必要。
- ・大都市の弱乏:高齢化は始まりだとその進行は早く、進むとともに社会の保守化が懸念され、必要な改革が滞るリスクがあるため、人口減少が始まる前に必要な対策を行わなければならない。

内容4 府県・政令指定都市制度改革

- ・区役所業務に関する実証研究:現在、区役所機能強化をめざす傾向があるが、区役所利用者調査から、市民から区の主体性を期待する意見はなく、職員意識調査でも主体的に行なう意識は少ないとの結果がある。本庁から区役所への業務移管という従来の手法による区役所の規模拡大は、住民自治の拠点として地域活動に精力的に取り組む「住民に身近な区役所」をもたらすものではない。
一唐突に地域協議会のような住民合議組織を導入しても、形式的な運用のとどまり、性急に区役所の地域自治組織化を図ることよりも、現在の所管事務の領域において外部業務の実質的強化を図りながら、「住民と共に汗をかく」区役所行政の具現化を優先するべき。
- ・大都市部への一極集中と地方の過疎化がさらに進展し、相対的により多くの人口が集中する大都市行政には、抜本的な大都市制度を再設計することが求められている。

その他 質疑

- ・老人ホームの設置は地域外にも設置すべきか:地域内が望ましいが、地域外の施設を活用しなければ足りなくなる。
- ・地方の高齢化と都市部の高齢化の違い:地方は若い人がでていく高齢化、都市部は、農村から来た人が高齢化していく。都市部特有の問題としては、住居の問題がある。また、食べ物を自作できないので、収入を得て買う必要がある。よって、政治に対する要求が強い。
- ・道州制の導入:都道府県を廃止すると、基礎自治体代行業務を行なうところなくなる。基礎自治体が大きな神奈川県は影響が少なく、逆に基礎自治体の業務を行なっている東京都に一番影響がある。
- ・都は上下水道や消防の業務を特別区に移管する検討をはじめたが、どうあるべきか:都のような広域で行なうほうがよい。

ま と め

- ・地域には魅力や人をひきつけるバランスが重要で、出生率対策や地域活性化を図ることが重要である。
- ・急速な高齢化が進行する前に必要な対策を行わなければならない。
- ・コンパクトで効率的に地方自治を運営していくことが必要となる。
- ・大都市の中でも格差があらわれてきており、今後さらに拡大する可能性がある。抜本的な大都市制度の再設計が必要である。

【川崎市コミュニティ活動事例】野川西団地自治会

開催日時	2009 年 11 月 24 日(火)9:00～12:00
開催場所	野川西団地「野川西住宅集会所」
出席者	野川西団地自治会長 福本 尚 氏、榎本、靖
議 題	
1	野川西団地の状況について
2	見守り等の活動を始めたきっかけについて
3	見守り活動について
4	緊急連絡先の把握について
5	その他の活動について
6	その他
内 容	
内容1 野川西団地の状況について	
・築 35 年が経過しており、当時 30 歳ぐらいだった人が今では 70 歳以上と住民が高齢化している。 ・現在約 364 世帯が生活しており、約 270～300 世帯(全体の約 80%以上)が 60 歳を越えている。 ・1 人暮らしの高齢者が多くなっている。 ・団地内には子どもが少なく、6 人程度である。離婚等の諸事情により子どもを連れて引っ越してくるケースが多数であり、近年団地で生まれた子どもはいない。 ・団地ができた当初は低所得者を対象としていたこともあり、家賃が安いことから、病気や障害を抱える方の入居が多い。	
内容2 見守り等の活動を始めたきっかけについて	
・団地の住人が高齢化しているのを目の当たりにして、何とかしなくてはと様々な活動を行ってきた。 ・10 年程前に団地内でお年寄りが亡くなられたが、誰にも気づかれず 1 週間放置されたことがあり、孤独死の問題に一層取組まなくてはならないと感じた。	
内容3 見守り活動について	
・孤独死がこれ以上起こらないようにとボランティア団体ひまわりの方と一緒に団地の見回りを 10 年程前から行っている。 ・見守る人、見守られる人どちらも負担を感じず自然体でいられるように心がけている。見守られている人は、自分が見守りの対象であることや誰が自分を見守っているかは知らない。(団地全体を見守っているため、見守りの対象は全員とも捉えられる。) ・見守りは、ボランティア団体ひまわりの方複数で自分の住んでいる辺りを中心に日常生活(買い物に出かける時など)の中で行う。わざわざパトロールするようなことはない。 ・団地は間取りが同じなので生活パターンを把握しやすい。 ・何か少しでも変だと感じたら、ボランティアの方で判断せずに自治会長に報告してもらう。 ・自治会長は、近所の人に何か聞いていないかさりげなく聞いてみたり、直接家に電話をかけたりして確認する。	

内容 4 緊急連絡先の把握について

- ・団地内の 1 人暮らしの人を対象に緊急連絡先、病気の有無、収入源等について記入してもらい、それぞれで封をしてもらったものを自治会長が保管している。
- ・緊急時に封を開けることができるのは自治会長とその家族だけであり、情報の漏洩の危険性があるため自治会の三役であってもその情報は見ることができない。
- ・もし生活保護を受けているようであれば、仮に亡くなられた場合、葬式などの手配を生活保護系の市の担当にお願いできることから、収入源についても記載してもらっている。
- ・3～4 年に一度更新しており、その際に連絡先が記載された封筒を返却している。
- ・情報を更新することで、常に繋がる緊急連絡先を把握できるだけでなく、封が開けられていない封筒を見てちゃんと情報が守られていると実感できるといった効果もある。
- ・今は自治会長が管理しているが、いずれ民生委員がこの役割を担ってくれればと思っている。ただし、民生委員には任期があることが課題である。

内容 5 その他の活動について

【ミニディサービス】

- ・毎月第 3 土曜日は「ひまわりの日」としてミニディサービスを自治会館にて行っている。活動内容は食事を作ってみんなで食べる、カラオケ大会を開催するなど。
- ・開催は、掲示板でのみ知らせている。誘われる人、誘われない人が生じないように、直接声をかけたりはしない。
- ・準備を強制してはいないが、前日の準備の際にはヒマワリの会ボランティアの人が来て手伝ってくれる。

【自治会】

- ・自治会は、会長、副会長、会計の三役に加え、11 棟からそれぞれ理事と棟責、各部会の部長で構成されている。
- ・理事や棟責は棟によっては、当番制となっていることもあり、メンバーが出来る仕事を割り当て、自治会に拒否感を感じないように配慮している。

【全ての住人を把握】

- ・入居する人には、自治会長が自ら入居時に会いに行き、病気の有無、収入源などについてそれとなく聞いている。(入居時なら、安堵からかだいたい質問したことについては答えてくれるとのこと。)
- ・病気や障害を理由に入居を断ることはせず、何が得意かなどを聞いて、機会があれば仕事をお願いし、孤立しないように、自分も人の役に立っていると実感してもらえるように配慮している。

内容 6 その他

- ・プライバシーの保護に関する法律がネックとなり、情報を得ることが難しい。(例えば役所は連絡先を教えてくれない)。介護ヘルパーの方から入院予定などを教えてもらえれば、より活動しやすいのと感じる。
- ・見守りのボランティアについては増やすことは考えていない。その地域の状況を掴むのには時間がかかるため、同じ人が長くやる方がよい。量より質が重要である。
- ・ボランティアの人の年齢は 65 歳であり、まだまだ活動できると考えている。(自治会長は 85 歳)
- ・活動を長続きさせるためには、「和」が大事である。また必要以上に責任を感じさせないように気をつけている。
- ・団地内にもっと若い人が住んでほしい。

ま と め

- ・野川西団地の活動について、自治会長からお話を伺った。
- ・見守りや緊急連絡先の把握以外にも、団地の住民が孤立しないよう様々な取り組みを行っていた。
- ・支援する人・される人どちらも自然体でいられるよう細かな配慮がなされていた。

【川崎市コミュニティ活動事例】NPO 法人 ままとんきっず	
開催日時	2009 年 12 月 3 日(木)9:30～11:30
開催場所	NPO 法人 ままとんきっず 事務所
出席者	NPO 法人 ままとんきっず 理事長 有北 いくこ 氏、榎本、塙、江津
議 題	
1 ままとんきっずの取り組み	
2 必要とされる子ども支援	
3 子ども支援の問題点	
内 容	
内容 1 ままとんきっずの取り組み	
・<u>設立のきっかけ</u>:設立当時の 16 年前は、パソコンが普及しておらず、インターネットの利用もほとんどなかった。子育てに関する情報が少なく、大手の出版社や行政からの情報に限られていた。そこで、乳幼児を子育て中の 5 人の母親が集まり、子育て情報誌を発行したことから始まり設立となった。 ・<u>活動参加者</u>:もとは専業主婦が多かったが、産休育休中の利用者も増えている。また、復職希望者も多い。 ・<u>活動を行ううえでの困難</u>: ① 人手不足:子育て中の親は子どものことで突発的に仕事をお休みしなければならないことがある。また、スタッフの募集をしても報酬の低さから応募者が少ない。 ② 資金不足:市の協働事業であるが、事業費が削減されていて、資金が足りない。事業は 3 年で終了することになっているが、短期間で成果が出るものではない。 ・<u>「ままとん」の活動の成果</u>:「ままとん」は親が自立できる場である。仕事のスキルやコミュニケーション能力が向上している。また、地域の中で、「良い子だから」、「〇〇ができるから」等の理由からではなく、子どもが誰からも愛されるところが「ままとん」である。 ・<u>「ままとん」が存続できる理由</u>:目の前の課題に対して、迅速にかつ具体的に活動し、解決できる機動性がある。また、スタッフ皆がお互いを認め合い、「役に立っている」「楽しい」という達成感が感じられ、親と子が共に成長できる。 ・<u>「ままとん」がめざす将来</u>:「ままとん」を子育てしながら働ける場にしていきたい。また地域の課題を解決していきたい。そして、どんな事業も 1～2 年で成果が出るものではないので、現在の事業を途絶えることなく継続していきたい。	
内容 2 必要とされる子育て支援	
行政は保育園を増設することばかり強調しているが、他の支援も必要である。 ・<u>子どもがいても働ける場の提供</u>:地域内で子どもがいても働くことができれば、保育園だけに頼らなくても良い。 ・<u>子育て支援</u>:子育ての不安や孤立感から児童虐待が増えている。自分で問題を解決しようとする意思が少なく、ストレス耐性が弱い人が多い。そのような親への子育ての支援が必要である。 ・<u>経済支援</u>:お金がなくて働きたくないが、経済的理由から子育て中でも働かざるを得ない人が多いため、子育て家庭への経済的な支援が必要である。 ・<u>NPO 法人への支援</u>:市民活動を育てないと地域は育たない。お互いがお互いの子どもを見ることができれば保育園に頼らなくても良いと思われる。	

内容 3 川崎市の子育て支援の問題点

- ・「サポート制度」: 利用したい人とマッチングが上手くいっていない。また、ヘルパー会員は責任が重いのに時給が安すぎる。
- ・子育て支援センター: 親と子と一緒に行く場の提供は良いこともあるが、マイナス効果として、自主性が欠けてしまうことが挙げられる。無料でサービスしてもらうのが当たり前になり、サービスを提供する人、受ける人が分断し協働ではなくなってしまう。
- ・川崎市次世代育成支援対策行動計画(前期): 計画されていたマンション開発を踏まえておらず、失敗。計画をする際は、様々なことをシミュレーションする必要がある。縦割り行政が問題であり、全体を見渡すことができる人が行政にはいない。
- ・地域のつながりの希薄: 地域内での交流がなく、同じマンション内の人でも知らないことがある。地域活動のメリットを伝え意識啓発していくことが重要である。
- ・こども支援室: こども支援室の設立により区独自の事業を行えるようになったが、予算が割り当てられていないので、事業が制限される。また、各区で活動内容がばらばらになってしまっている。
- ・地域活動への支援: 横浜や熊本など多くの都市は、地域子育て支援事業を実施し子育て当事者が活動する NPO 法人などに委託しているが、川崎市ではほんの一部しか実施していない。

ま と め

- ・「ままとんきっず」は地域の中で活動し、成果をあげている。
- ・保育園の整備といったハード面の支援だけではない、子育て支援が求められている。
- ・地域活動を活発にするような市の支援が必要である。

【川崎市コミュニティ活動事例】ボランティアグループすずの会 「これからの野川・金山地域を考える」	
開催日時	2009 年 12 月 3 日(木)13:30～16:30
開催場所	有馬・野川生涯学習支援施設
主催	宮前第一地区社会福祉協議会、野川セブン、ボランティアグループすずの会
出席者	ボランティアグループすずの会 鈴木恵子代表 ほか、榎本、江津、塙
議 題	
1	すずの会の取組(ボランティアグループすずの会・野川セブン代表 鈴木恵子氏講義)
2	小グループによるワークショップ及び講評
3	すずの会反省会(講義終了後)
内 容	
内容 1 すずの会の取組	
・<u>設立のきっかけ</u>:鈴木氏が 30 代後半で突然訪れた介護の生活。この介護経験を地域で活かすことを目標とした。また、社会福祉協議会の講座に参加したときに、「これからは地域の時代」との講義があり、地域の中で自分に何ができるか考えた。 ・<u>ちょっとしたお手伝い</u>:県営住宅に住む高齢者の外出のために、マントを作ったのが最初のボランティア。その後、できることをちょっとしたことを続けた。 ・<u>私のまちのすこやか活動への応募</u>:10 年前事業ができたとき、応募し最初は断られたが、宮前区は応募者がいなかったもので、7 つのグループ連携で「野川セブン」として申し込んだ。今では川崎市のモデル事業になっている。 ・<u>情報提供</u>:介護サービスは行政にあるものは利用する、足りないものはつくる、これらを行なっていたことで、情報誌「タッチ」の発行につながった。 ・<u>ネットワークづくり</u>:住民主体であることが重要であり、住民主体だと一人一人に対応できる。市役所が主体だと対等な関係を築けない。 ・<u>ミニデイ</u>:60 歳の男性に 55 歳の認知症の妻を連れて一緒に参加できる場がないかと相談を受けたことからはじめた。誰でも参加できる。介護保険のサービスは、介護者が亡くなると介護していた者には何もない、誰も来ないという状況になってしまうが、このサービスは、誰でも参加できる仕組みなので介護する側の人にもよいシステムだと考えている。 ・<u>ダイヤモンドクラブ</u>:ご近所単位の集いの場で、ちょっと気になる人を仲間にいれるのが条件。強制することなく、穏やかなつながりとなるようにする。地域の小さなつづやきがたくさん集まれば地域の声になる。 ・<u>活動資金</u>:活動資金は 560 万で、市民活動センター公益活動助成金と共同募金などから成り立っている。ボランティアに給料は支払わないが、活動のための実費(食費代など)を支払っている。 ・<u>ボランティアにこだわり</u>:法人化せずにいるのは、ボランティアグループにこだわりを持っている。理由は、人に対してそれぞれにサポートしたいので、事業に人をつける形にしたくないからである。	
内容 2 小グループによるワークショップ及び講評	
小グループごとに「地域でできること」を話し、意見を提出した。主な意見は次のとおり。 ・<u>ごみの出しかたで気付き</u> ・<u>事業に参加することで気付き</u>:なんとなく見守り等できることからやると続けられる。 ・<u>まずは近所であいさつすることからはじめる</u> ・<u>自分の地域でミニデイやダイヤモンドクラブをやる</u>:鎌倉にもできたので、少しずつ広まりつつある。 ・<u>一人暮らしの男性の食事会をする</u>:男性はなかなかでてこないの、男性だけと限定すればでてくることもある。最初から成功しようとするのではなく、やってみる。参加した人に楽しんでもらえればよい。 ・<u>その他</u>:市にはどんどん現場にでて、実態を見てほしい。計画をたてても計画倒れになっている。	

内容3 すずの会反省会

- すずの会のメンバーが、講義終了後、反省会があり、そこに参加。主な意見は次のとおり。
- ・ 楽しみながらすずの会のボランティアとして参加：楽しいこととちょっと頑張れば乗り越えられることのバランスがよく、楽しみながら達成感があるので、参加している。
 - ・ みんないきいき：ボランティアがいきいきしている。自分が楽しいので、友達にも教え、一緒に参加するようになった。
 - ・ 代表と当初からのメンバー：代表はみんなの吸引力が強く、当初メンバーやまわりの人が新しいボランティアをサポートしており、どんどん組織が大きくなっていつている。
 - ・ 政策課題研究に向けて：市役所として地域に何ができるか考えてほしい。

ま と め

- ・ 「介護」の中には、介護する側のサポートが必要であるという視点からの事業がたくさんある。
- ・ ボランティアの方がとても元気で生き生きとしており、楽しみながら行っていた。
- ・ 事業を立ち上げるときは、まずやってみる、すぐやるという姿勢があった。

【川崎市コミュニティ活動事例】NPO 法人 秋桜舎 コスモスの家	
開催日時	2009 年 12 月 9 日(水)13:00~12:00
開催場所	NPO 法人 秋桜舎 コスモスの家 三田ふれあいセンター
出席者	NPO 法人 秋桜舎 コスモスの家 理事長 渡辺 ひろみ 氏、 事務局長 本田和隆 氏、 榎本、江津、埴
議 題	
1	三田ふれあいセンターの活動の見学(ハーモニカ愛好会の見学)
2	開発当初の三田地域の様子について
3	コスモスの家設立の経緯について
4	地域の声の把握方法について
5	コスモスの家の活動への参加者が多い理由について(参加の呼びかけについて)
6	地域の人々が継続的に活動に参加するために重要なこと
7	その他
内 容	
内容1 三田ふれあいセンターの活動の見学(ハーモニカ愛好会の見学)	
・デイサービスのクリスマス会での演奏依頼があり、それに向けて練習に励むハーモニカ愛好会の練習風景を見学した。 ・参加者全員がいきいきと演奏しており、クリスマス会への演奏に向けて演奏するタイミング等、入念に打合せをしていた。 ・参加者には、女性だけではなく男性の姿も見られた。	
内容2 開発当初の三田地域の様子について	
・<u>当時の三田地域の様子</u>:西三田団地ができたばかりの昭和 41 年当時は、周辺には雑木林しかなく、公共施設が全くなかった。 ・<u>当時の入居者の様子</u>:入居者は、幼児や小学校低学年の子どもを持つ世帯がほとんどであった。 ・<u>必要なものは自ら要望</u>:住宅の管理は管理センターで行われており、自治会がなかった。そのため、必要な公共施設を整備してもらうために要望団体をつくって要望してきた。 ・<u>現在の様子</u>:今ではほとんどの公共施設が整備され(ないのはお墓ぐらい)、繁華街がないことから子育てに最適な環境である。三田地域で生まれ育った若い世代が戻ってくるといった光景も見られる。	
内容3 コスモスの家設立の経緯について	
・<u>三田市立病院の閉鎖</u>:三田市立病院の閉鎖が検討され、将来三田地域も高齢化が進むだろうといった懸念から、シンポジウム等で存続を訴えてきた。 ・<u>シンポジウム出席者の声</u>:シンポジウム出席者の老人の 1 人から 1 人暮らしで孤独死が心配、1 週間も人と話さないとおかしくなるといった話を聞き、高齢者が遊びに出かけることができる場所が必要であると感じた。 ・<u>当初の活動(デイサービス)</u>:当初は、集会所にポットやおやつを持参して、編み物などを行っていた。 ・<u>自主事業から NPO 法人へ</u>:一軒家等を借りるなど徐々に規模を大きくしてきた、今ではデイサービスに対して、年 10 万円の補助がもらえるようになり会費を安くすることができるようになった。デイサービス以外にもニーズに基づき、さまざまな事業を展開してきた。 ・<u>女性の社会問題</u>:活動当初は女性の社会進出がまだ一般的ではなく、女性が働く場所が必要だと感じていた。また、女性は家にいるもの、介護をするのは女性といった考えも根深くあり、介護をなんとかしないと女性が負うことになるだろうといった懸念も活動を始めたきっかけである。	

内容 4 地域の声の把握方法について

- ・ アンケート調査の実施：三田地域では、欲しい物は欲しいと考える人が提案するといった慣習があり、何かつくるときは必ず地域の人にアンケートを行っていた。最近では、平成 15 年に行った。
- ・ 地域ボランティアによる把握：地域ボランティアの人が地域の実情を汲み取っていることも重要な把握方法の 1 つである。
- ・ 調査によって始まった活動：調査をすることで、気づくことも多く、ふれあいセンターは生涯学習センターが遠いといった声からつくられた。

内容 5 コスモスの家の活動への参加者が多い理由について(参加の呼びかけについて)

- ・ スタッフによる口コミ：広報体制が自然に出来ており、スタッフが自分の住んでいる近所にチラシを配布したり、口コミで伝えたりしている。デイサービス等の介護保険事業は選んで参加しているが、ふれあいセンターの利用者は団地の人が多い。
- ・ 増加する利用者：利用者は増える傾向にある。毎日のように多様なイベントがある（誰もがひとつは参加したいイベントがある）ことが要因として考えられる。
- ・ 男性も参加：参加者の中には、男性の姿も見られるが意図的には何も行っていない。男性のボランティアリーダー（兼コスモスの家世話人）が知り合った人をどんどん誘っていることやコスモスの家スタッフに男性 2 人いることで男性も参加しやすいのではないかと。

内容 6 地域の人々が継続的に活動に参加するために重要なこと

- ・ ゆるやかな関係を築く：コスモスの家スタッフは、活動を温かく見守るように心がけている。ただし、参加者が仲良しグループになり、他の人が入れなくなってしまう場合は介入する。
- ・ 事業にする：単なるボランティアでは継続が難しい。事業にしていることで継続的な活動ができていくのかもしれない。
- ・ 継続することによる定着：ふれあいまつり 7 回、お花見 7 回など続けることで地域に定着しつつあり、地域の商店街の人から協賛金の提供もある。
- ・ 会食の機会を設ける：お酒や食べ物は、場を和ませる効果がある。フォーラム前にカレーパーティを行うなど参加しやすい雰囲気をつくることを心がけている。

内容 7 その他

- ・ 24 時間 365 日のサービスの提供：介護保険制度がまだ充分ではなく、24 時間 365 日のサービスが提供できていない。夕食配食サービスとヘルパー訪問の間に亡くなられたケースもあった。1 ボランティア団体では実現が難しく、行政との連携が不可欠である。
- ・ NPO 法人に対する見方：NPO 法人はまだ力が弱い。NPO 法人は事業団体ではなく、ボランティア団体として見られがちである。そのためか、請け負わせてもらえない仕事もある。NPO 法人を行政の下請けと考えるようでは、住民の自治意識が育っていかず自主的な地域活動は望めない。
- ・ 民間と一緒にって市政を運営：これからは民間とも一緒になって、対等平等な関係を築きながら市政を運営していくべきである。ただし、そのためには民間も行政もお互いに努力が必要である。

ま と め

- ・ NPO 法人コスモスの家の活動を見学し、渡辺ひろみ理事長、本田和隆事務局長にお話を伺った。
- ・ コスモスの家の活動は、行政の制度をうまく活用し行政と良い関係を築いていると感じた。
- ・ 活動を見学して、参加者のいきいきとした様子が印象的であった。

【スウェーデン】スウェーデン・クオリティケア	
開催日時	2010年1月11日(月)13:00～16:30
開催場所	スウェーデン・クオリティケア(以下 SQC)事務所
出席者	SQC 社長 ピョーン・ヴィグストロム氏、榎本、塙、江津、通訳
議 題	
1	スウェーデンの基本情報と日本との比較
2	SQC の活動内容
3	スウェーデンの高齢者支援
4	スウェーデンの男女平等と家族支援
内 容	
内容1 スウェーデンの基本情報	
<u>スウェーデンの国の概要</u>:人口、面積 スウェーデン 人口 900万人、面積 449964 m²、人口密度 20 人/km² 日本 人口 1億2500万人、面積 377835km²、人口密度 331/km² スウェーデンと日本では、人口密度が大きく異なる。 ・ほとんどが南部に居住しており、北部はラップ民族といった遊牧民族が居住している。また、トナカイ、シカ、キツネ、クマ、オオカミ、ヘラジカといった動物が多く住む。 ・狩りが一般的に行われている。 <u>スウェーデンの福祉</u>: ・スウェーデンは第二次世界大戦に参戦していないため、工場等が健全な形で残っていた。経済的に豊かであったため老人、児童、障害者福祉に充てる資金があった。 ・戦後から40年間、さまざまな形で実験・修正を試行することで、良い福祉モデルができた。 ・団体から国へ要望があげられる形で試行された。 ・さまざまな事業費はスウェーデンでは国民からの税金で賄われる。日本では国と事業者と個人からまかなわれる。 ・国は法律を作り、政治的アンビションを提示する。県(数:21)は医療を担当する。市町村(数:290)は、老人、児童、障害者福祉を担当する。 ・県と市町村の合体が考えられている。	
内容2 SQC の活動内容	
スウェーデンと日本の橋渡しを行っている。川崎市ともプロジェクト協力の実績がある。 <u>主な活動内容</u>: ・スウェーデンのケア理念、職員サポートや福祉器具などに関するアドバイスやコンサルティング ・認知症の人など不安を和らげるホルモンの分泌を促すソフトタッチ療法や音楽療法、ブネ療法等 ・建築や機材に関するプロジェクト企画の推進とアドバイス ・スウェーデンにおける医療・福祉環境等の短期・長期的な研修プログラム ・日本とスウェーデンのケア職員の相互の学習・人事交流 ・日本とスウェーデンにおけるマーケティングリサーチ、アナライズ	
内容3 スウェーデンの高齢者支援	
・さまざまな種類の制度:医療的治療、リハビリテーション、補助器具、移動サービス、ホームケア、住宅改修、ショートステイ、特別住宅などがある。 ・「在宅で過ごす」:「老人ができるだけ長く在宅で過ごす」ことに主眼がおかれ、さまざまな補助器具が開発されている。 ・認知症ケア:徘徊していたり、トイレが流れていなかったりすると警報センターにつながる警報サービスや、薬の飲み忘れ防止のため時間になると指示を出す時計、トイレまで誘導するランプ等、認知症の人の在宅生活を支えるさまざま補助器具がある。	

- ・認知症の方の家族に対する教育も行われている。
- ・スウェーデンの家族介護は、配偶者(主に妻の場合が多い)が担う。子は成人すると親元を離れて自立して生活することがほとんどである。
- ・コミュニケーション: スウェーデンではあらゆる会議は録音されており、誰もが参加できる。スカイプを利用し画像を見ながら話ができる。
- ・在宅医療チーム: 老人に対して、クリニックや認知症チームなどが協力してサポートを行う。
- ・ニーズ査定: 利用希望の老人はまずヘルスケアセンターに申請し、市町村職員で専門的なニーズ査定士が、リハビリやホームケア、住宅改修、特別住宅など個人に必要なサービスを審査判定する。
- ・グループリビング: バルブロー・ベック＝フリースが認知症のケアとして始めたもので、1980年代に実験的に始められた。8～10人で共同居住し、今まで使いなれた家具を持ってくることができ、慣れた環境で過ごすことができる。各個人の部屋からはリビングルームが見られるよう配置され、調理にも参加して嗅覚を刺激できる。窓は広く、車椅子にも対応している。それまでの「寝かせきりの生活」ではなく、健康な期間を長くすればそれだけ医療費を削減できる。
- ・老人福祉施設: 「在宅と同様に普通の生活を送る」ことに主眼がおかれている。
- ・老人の過ごし場: 「年金受給者協会」によりさまざまな旅行やセミナーが催されている。スウェーデンでは退職すると様々な活動に参加して忙しくなると言われている。

内容4 スウェーデンの男女平等と家族支援

- ・出生率: 寿命が長くなり、出生率が低下しているのはどの国でも同じであるが、スウェーデンの合計特殊出生率は、2.12でヨーロッパの中でも高い。1936年に国は家族に関する調査を実施し、出生率を上げる政策を始めた。第二次世界大戦が終わった後出生率が上昇した。その後70年、90年ごろ幾度かベビーブームがおこっている。
- ・男女機会均等: もととは男女平等に関する法整備は日本よりも遅かった。1970年代は労働力が不足、女性の労働力が必要となった。現在の就労率は男性85%程度、女性80%程度であり、男女差がほとんどみられない。
- ・家族支援: 妊娠の権利、妊婦のケア、両親手当、児童手当、育児手当がある。
 1. 妊娠の権利: 妊娠すると「できる仕事をする権利」が認められ、肉体労働を担っている人は、配置転換できる。雇用主の都合で配置転換できない場合は、就労しなくても賃金がもらえる。
 2. 妊婦のケア: 妊婦検診や両親に対する教育を受けることができる。
 3. 両親手当: 両親合わせて480日間休暇を取れる。父親休暇は60日ある。その際390日間は、80%の所得保障。90日間は1日SEK60支給される。子どもが18歳になるまでは休暇をとることができる。子どもの看護休暇は年間60日取得できる。初めて父親になった場合は10日間職場を離れることができる。
 4. 児童手当: 18歳まで1ヶ月SEK1,050支給される。
 5. 育児手当: 在宅で養育する場合0歳～3歳まで支給。市町村の任意である。
- ・スウェーデンの保育の目的: 子どもの面倒を看てもらうというのではなく、正式な「教育」として位置づけられており、カリキュラムが用意されている。教育によりその後の発達が順調に進むことが実証されている。また、親の育児と仕事や勉強の両立を目的としている。
- ・子どものケア: 市町村が担当し、Open preschool、Preschool、Family daycare home、Leisure-time preschoolがある。利用率は83%以上である。費用は国からの助成と税金と親の負担で賄われる。親の負担は総費用の17%以下である。
 1. Open School: 誰もが参加できる。在宅で過ごす子が親と一緒に参加する。
 2. Preschool: 保育園。1歳～5歳までの児童のうち約64%が利用している。
 3. Family daycare home: 保育ママである。大変なことが多く利用者が減っている。
 4. Leisure-Time center: 学童保育

ま と め

- ・スウェーデンでは、あらゆる面で制度が整っている。
- ・「老人も在宅で普段通りの生活を送る」「保育は育児の代替ではなく、教育の一環」などが日本とは大きく異なる点である。

【スウェーデン】 ソルナ市 高齢者福祉の責任者ヒアリング	
開催日時	2010 年 1 月 12 日(火)9:00～10:30
開催場所	ソルナ市会議室
出席者	Maria Otieno 氏(高齢者福祉施策の責任者)、 Gudrun Jerresand 氏(スタッフ)、 榎本、江津、塙、通訳
議 題	
1	ソルナ市の高齢者福祉サービスの概要
2	高齢者福祉サービスを受けるためのニーズ査定について
3	サービスの利用料金について
4	住宅改修について
5	家族介護について
6	老人特別住宅について
7	デイ活動について
内 容	
内容1 ソルナ市の高齢者福祉サービスの概要	
・ソルナ市では、高齢により身体機能が低下することにより日常生活に支障がある場合、適切な人生を送るために必要なサービスを提供している。 ・主なサービス内容(税金を用いて実施するもの)は、以下の通りである。 > 住宅改修の補助 > 警報サービスの提供 > ホームヘルパーサービス(買い物、掃除、洗濯等の家事代行や散歩、通院している病院への同行) > 老人福祉施設 ・高齢者福祉サービスは、市営のもの民営のものが両方あり、市内には、7ヶ所の老人福祉施設(うち6ヶ所は民営)、7箇所のホームヘルパーサービス提供企業(うち6ヶ所は民間経営)がある。民営と市営の間には差はなく、利用者は自由に選ぶことができる。 ・ただし、市は民営のサービスについて、サービスのクオリティのチェックを行う。 ・現在、市内では1,850人(うち500人についてはニーズ査定なし)のホームヘルプサービスの利用がある。また、ホームヘルプサービスの提供時間は2009年11月では、43,941時間であった。	
内容2 高齢者福祉サービスを受けるためのニーズ査定について	
・高齢者福祉サービスを受けるためには、市役所のニーズ査定士によるニーズ査定が必要である。 ・ニーズ査定により支援が必要か、どのような支援が必要か判断され、それに応じたサービスを受ける。 ・日常生活に支障があり、適切な人生を送るために必要なサービスの提供をという指針の元、査定が行われるが、支援が過剰にならないように気をつけている。 ・ニーズ査定は、申請があった場合実施される。申請は、本人、家族、病院の初期医療センター等からが主であるが、隣近所からの通報によるものもある。(隣近所からの通報の場合は、徘徊等症状が進行している場合が多い。)申請があった場合、市は必ずコンタクトをとる。 ・最終的にサービスを受け入れるかどうかは本人の同意が必要である。 ・ただし、警報、家事代行、散歩や通院への同行といった一部のサービスにおいては、通常の調査を行わず、書面上でのみのやり取りで決定されるものもある。 ・現在ソルナ市で決定された症例は、1,874件である。	
内容3 サービスの利用料金について	
・利用料金は利用者の所得に応じて決定される。 ・最高限度額を超えた場合、税金による補助を受けることができる。 ・すべてのサービス利用料金を支払っても、少なくとも利用者の手元に4,765SEK(約7万円)手元に残るように利用料金は設定される。 ⇒利用したいけれども、所得が低くて利用できないといったことはない。	

内容4 住宅改修について ・できるだけ、家で暮らすことができるように住宅改修の補助を行っている。 ・作業療法士とコンタクトを取り、補助器具が円滑に機能するかなどを考慮にいれて、住宅改修を行う。 ・住宅改修費用は、材料費は利用者負担であるが、設置にかかる費用は市が負担する。 ・住宅改修内容は1年間が見込まれているが、適宜見直される。
内容5 家族介護について ・スウェーデンの家族介護は、夫婦間の介護のことを指している。 ・家族が介護している場合でも、ショートステイやホームヘルプサービスを利用することができ、介護者も休暇をとることができる。 ・まれに娘や息子が介護を担うことがあるが、そういった場合はホームヘルプサービス提供企業が娘や息子を雇用してサービスを実施する。(ただし、そういったケースは少なく、ホームヘルプサービスを利用している人の3%程度である。)
内容6 老人特別住宅について ・ホームヘルプサービスでは、日常生活を続けていくことが困難な場合、24時間の福祉ケアと食事が提供される老人特別住宅に入居する。 ・入居には、特別入居査定が必要である。 ・ソルナ市には8つの老人特別住宅がある。 ・入居待ちは、基本的にはない。ただし、ソルナ市ではニーズ査定により入居が必要であると判断された場合、3ヶ月以内提供しなくてはならない。 ・市内で、入居先を確保できない場合は他都市において確保する。また、市内の施設では症状に対応できない場合や宗教上の理由により(食事の問題)市内の施設に入居できない場合なども同様である。 ・また、ホームヘルパーから必要な時にサービスを受けることができる(ホームヘルパーは常時住んでいるわけではないが)「65歳プラス」というシニア住宅もある。
内容7 ディ活動について ・ソルナ市でもディ活動は、活発である。認知症や身体機能維持、コミュニケーションに効果があると考えられており、ソルナ市ではボランティア団体と市が協力して実施している。 ・ディ活動の参加には、ニーズ査定が必要なもの、査定が必要ないオープンなものがある。 ・オープンタイプのディ活動には、今まで男性の参加者が少なかった。男性でも参加できる活動を増やす等、活動内容を改良している。
質問 ソルナ市に高齢者が集中する地域の有無、高齢者が集中することによって生じている問題について ・ソルナ市には、高齢者が多く、市内には高齢者が集中する地域もある。 ・しかし、高齢者が多い住宅において、特に問題は生じていない。 ⇒ソルナ市では、いわゆる限界団地の問題は発生していない。おそらくホームヘルプサービスの提供が行き渡っているためであろう。
ま と め
・高齢者福祉に対するサービスが充実しており、宗教などの個人の理由も十分考慮されている。 ・利用料は所得に応じて決まり、所得が低いためサービスを利用できないといったことはない。 ・家族による介護が行われている場合でも、ホームヘルプサービス等を利用することができる。(介護者が休暇をとることができる。) ・高齢者の入居が多い住宅はあるもののホームヘルプサービス等が十分提供されているためか、問題は生じていないとのことであった。

【スウェーデン】ソルナ市 保育関連の責任者ヒアリング	
開催日時	2010年1月12日(火)10:30~12:00
開催場所	ソルナ市会議室
出席者	Birgitta Callenblad(保育施策の責任者)、榎本、江津、塙、通訳
議 題	
1 保育施策について	
2 施設の申し込みと民間と公共の施設の違い	
3 施設の状況	
内 容	
内容1 保育施策について	
・<u>両親保険</u>:親は育児休暇が16ヶ月取得できる権利があるので、就学前教育では1歳からを対象としている状況である。なお、スウェーデンの育児休暇制度は、16ヶ月のうち少なくとも2ヶ月は父親がとることになっている。強制ではないので父親が取得しなくてもよいが、その場合2ヶ月分を母親に移すことはできない。育児休暇中は、休暇前の所得の8割が保障されているが、さらに9割まであげるよう求められている状況である。 ・<u>就学前教育</u>:学校法によるもので、1~5歳のすべての子が受けることができる権利となっている。市町村の責任は、すべての子どもたちに席を用意することだと考えている。 ・<u>就学前教育の費用</u>:負担費用の上限額は1,500SEK(1SEK15円とすると、22,500円)と決められており、これ以上の負担はない。それ以外は税金でまかなっている。兄弟がいるとその費用は安くなる。 ・<u>就学前教育を利用しない場合</u>:1~3歳児を家でみたいという場合、会社に復帰する前であれば、3,000SEK(1SEK15円とすると、45,000円)が補助金として支給される。これは、国の法律では、市町村がこの制度を使うか判断できるもので、ソルナ市では制度を使っている。 ・<u>オープン就学前教育</u>:就学前教育に入る前に、子どもと親が一緒に行くことができる。親のコースがあり、親と子が就学前教育に慣れるために有効である。 ・<u>就学前教育を提供すること</u>:市町村には法律で、適切な期間内(ソルナにおいて4ヶ月以内)に保育サービスを提供することが義務づけられおり、人口が増加に対し就学前教育の施設(以下「施設」という。)を5箇所新設する計画があり、工事が遅れて対応できていないことが課題である。 ・<u>就学前教育の需要の把握</u>:共同住宅などの開発にあたっては、人口の予測をし、85~90%の人が利用するとし、就学前教育の需要を把握している。都市計画の部署と協議し、施設の設置を行っている。しかし、ベビーブームによる出生率の高まりや、子どもを抱えた家族の転居が多く、施設計画が不足することもあり、その場合は、銀行予定地を施設に利用するなど対応を図っている。 ・<u>ソルナ市の現状の需要への対応</u>:ソルナ市では、1年に100~200席をつくっている。	
内容2 施設の申し込みと供給の仕組み	
・<u>民間か公共(市営)による違い</u>:違いはなく、施設の特徴として教育内容に違いがある。最近では、それぞれの人の選択できるということに力をいれており、教育方針・カリキュラム、運営の方法、場所などから選択できるようになっている。 ・<u>施設の申し込み</u>:日本と同じように施設を申し込み、待ちの順番がある。ソルナ市においては、席を配置する2人のスタッフが全ての子どもを把握しており、対応している。8月の小学校に進級する時期になれば、ほとんどの人が施設に入ることができる。希望したところに入りたい場合は、8月まで待つ場合がある。もし、入れない場合は、近隣の市町村の中で探すことができる。近隣の市町村と協力することになる。 ・<u>施設の基準</u>:施設の大きさ等の基準はないが、民間に対して許可を与える基準として、年齢を混合させてみるとして、1人の大人が5.5人というものがある。また、広さの基準もある。民間の施設には、子どもの人数を増やしたいという許可申請があった場合、スタッフをあと2人増やさなければならないとし、	

指導することができる。

施設のスタッフ:スタッフは、大学教育を受けたものと高校教育を受けたもの(スウェーデンの保育士)の比率が、公共の施設は 50%・50%、民間のところは平均で 35%・65%である。

内容 3 施設の状況

- ・**施設の人気の差:**保育園に人気の差はあるが、親にアンケートを配布し、スタッフとともに結果を受けて対応しているので、サービスを維持することを心がけている。
- ・**待ち状況:**待ち順になっており、希望するところに入学するため、8 月まで待つ子どもがいる施設は、全体の 4 分の 1 である。
- ・**兄弟が別になるような状況がでるか:**基本的には同じ教育を受けるため、兄弟がいるところが優先される。ただし、まれだがありえる。席を配置するスタッフはすべての子どもを把握しているので、問題が起きないように努力している。

ま と め

- ・すべての子どもに権利があり、それを提供することが市町村の義務であり、それに向け、対応に全力を注いでいることが感じられた。
- ・公共か民間かには広さの違いはなく、教育内容で選択することができることが川崎(日本)との大きな違いであると感じた。
- ・スウェーデンにおいては、施設に対する補助金ではなく、子ども一人ひとりに対する教育金であるという認識があり、民間の施設であるか公共の施設であるかは問題にならないようであった。



ソルナ市高齢者の責任者・保育関連の責任者と

【スウェーデン】 就学前教育施設ヒアリング

政策課題研究 ヒアリング

開催日時	2010 年 1 月 12 日(水)13:30～15:30
開催場所	「Rainbow」ソルナ市営就学前教育施設
出席者	Marianne Rönblad、Christina Naslund、榎本、江津、塙、通訳
議 題	
1	就学前教育施設の概要
2	スタッフの働き方や目標
3	1 日の流れ
4	その他
内 容	
内容 1 就学前教育施設の概要	
・<u>教育カリキュラム</u>:スウェーデンでは、1998 年に法律の改正により教育カリキュラムを再整備しており、1 歳から 5 歳まですべての子どもを対象として就学前教育を受けることができる制度ができた。1 歳から対象であるのは、両親保険があるため、0 歳児は受け入れていない。 0～1 歳 : 受け入れない 1～3 歳 : 必要があれば利用することができる 3～5 歳 : 全員使うことができる 6 歳～ : 小学校教育 ・<u>就学前教育施設「Rainbow」</u>:スウェーデン語でも「虹」という意味であり、60 人の席があり、現在 58 人が学んでいる。年少児が多い。 ・<u>3つのクラス</u>:3つのクラスに分かれており、クラスごとに部屋があり、特徴をもたせている。年齢によるクラス分けではなく、様々な年齢の子どもたちが同じ教室で学んでいる。年齢ごとにクラス分けをしない代わりに、同じ年代の子供をクラスに関係なく、週に1度集まる日がある。これは、小学校に入学するときに安心感を与えられる。	
内容 2 スタッフの働き方や考え方	
・<u>スタッフの配置</u>:それぞれクラスに3人の教育者がおり、教育者のうち、50%は大学教育を受けた人、50%は保育士(高等教育を受けた人)となっている。子どもに安心感をあたえるため、担当を決めており、病欠があった場合には、クラスごとに 1 人のエトセラがいるので、その人をあてる。さらに病欠がある場合は、リスト(大学教育学を受けている人や退職者)から、教育者を配置している。 ・<u>「みんなでみんなの子どもをみる」</u>:スタッフみんなでみんなの子どもをみるのが考え方の基本である。 ・<u>教育の目標</u>:教育が目的であるが、自発的に興味をもつことに努めている。カリキュラムの目標があるが、それは現場における目標であり、子どもには目標を課さない。 ・<u>スタッフのミーティング</u>:毎朝 9:00 にスタッフで、短いミーティングをし、クラスの代表者が何をするか話し合う。 ・<u>スタッフの仕事のシフト</u>:たとえば週 40 時間就労という契約をし、その中で報告書作成の時間は 3 時間、それ以外はシフトによる勤務など体制が明確になっている。 ・<u>スタッフがシフトによる交代をするとき</u>:きちんと引継ぎをし、親に対してよく食べたかよく寝たか報告できるようにする。 ・<u>特別な事情への対応</u>:常に質の高い対応をしたいので、自分たちの持っている資源をすべて、記録に残して活用している。自分たちの資源では足りない場合、市に資源を活用するグループがいるので、そこに申請し、スペシャルティーチャー(ソルナ市には 4 人)を派遣してもらうことがある。具体的には、子どもの発達が遅いなどの子が 2～3 人いたときに、スペシャルティーチャーに来てもらって判定し、市から何時間かの時間をもらい、週 4 時間について、人を雇うことができた。 ・<u>ハンディキャップの子ども</u>:市でその子が入れるよう対応する義務がある。すべての子が入れることが責任としてある。ハンディキャップ用の特別な学校もあるが、ここに入りたいと希望があれば、必ず対応し、受け入れる。	

内容 3 1日の流れ

- ・7:00～9:00:この時間に子どもをあずかることになる。親とは、何時から何時にあずかるという契約を結んでいる。7:00～8:00 はコックと一人のスタッフで対応となるので、ひとつの部屋で集まる。この時間に朝食をとる。必要があれば、6:30 からあずかれるが、特別な事情が必要である。
- ・9:00:すべての子どもが揃うので、屋外に行く。
- ・10:30:集会(よく歌を歌う)。集会は自分がそこに居場所があるという感覚が大切。言葉や集中力、自分の順番を待つということに役立つ。
- ・11:00:昼食。昼食後昼寝をする子は昼寝。
- ・14:00:おやつ(牛乳・サンドイッチ・ヨーグルトなど)。その後は自分のやりたいことをやる。外にいたり、遊んだりし、グループで活動することもある。
- ・15:00～:子どもたちが帰っていく。
- ・16:00～:一つの部屋に集める。16:30～17:00 は2人のスタッフ、17:00～17:30 は1人のスタッフ出対応。17:00以降、子どもは2～4人程度。特別な場合は、18:00までオープンする。

内容 4 その他

- ・子どもをあずけたりする親の状況:就学前教育施設に預けに来る両親は父親・母親と半々であるとのことだった。
- ・働くスタッフへの配慮:施設においてあるいすは、子どものためではなく、働く人が腰痛などにならないためのいすということで、働く人へのケアも十分整えられていた。

ま と め

- ・年齢にとらわれないクラス分けなどを行っており、画一的でない柔軟な対応がであった。
- ・働く人に対してのケアも十分に考えられており、子どもへの対応に意味づけされているのと同様に、スタッフへの対応も考慮されていた。



就学前教育施設外観



教育理念に基づき自発的に数字に興味をもつよう張り紙

【スウェーデン】高齢者特別住宅「スコーガ」ヒアリング	
開催日時	2010年1月13日(水)10:00～11:30
開催場所	高齢者特別住宅 スコーガ
出席者	Alice Söderberg 氏(スコーガ副所長)、榎本、江津、靖、通訳
議 題	
1 施設の概要	
2 運営について	
3 施設の利用料について	
4 スタッフについて	
5 入居までの流れについて	
6 施設内のディ活動(ミーティングポイント)の実施	
内 容	
内容1 施設の概要	
・ソルナ市内で一番大きな施設であり、定員は100名であり、うち40名分は認知症対応が可能である。 ・A棟、B棟の2つの棟があり、A棟には一般の高齢者が、B棟には認知症の高齢者がそれぞれ居住している。一時入居も受け入れている。 ・利用者それぞれが、バスルームや簡易なキッチンを有する個室に住んでおり、介護ベッド以外は全て利用者の家具を持ち込むことができる。使い慣れた家具や家族の写真を並べておくことは、利用者が自分らしい生活を送るためだけでなく、認知症対応としても効果的であると考えられている。 ・各階(施設は5階建)に看護師がおり、1ユニットあたり3名のケアスタッフが対応している。 ・施設内には、リハビリ科があり、高齢者の身体機能維持のリハビリを行うだけでなく、スタッフへの老人ケアの教育や指導を行っている。 ・施設内には中庭があり、これが高齢者へよい刺激を与えている。1週間に2回外気浴をすることがソルナ市では決められている。 ・施設内には一般の利用者も利用できるレストランもある。身支度を整え、食事をするのも高齢者にとって良い刺激となる。	
内容2 施設の運営について	
・施設は現在、市で運営されている。しかし、市営であっても独立した運営が求められており、民営施設と同様に年に1回市からの調査が実施される。 ・2000年から自由競争が行われ、入札の結果市が施設を運営することとなったが、将来また入札が行われ、民営施設になる可能性もある。 ・民営化された場合、スタッフはそのまま施設に残ることが可能である。(入札条件となっている。)市営から民営となってもスタッフの賃金は基本的には変わらない。(ただし、チーフの賃金は変わる) ・市内では、市営の施設が少なくなっている。	
内容3 施設の利用料について	
・利用料は以下の通りである。	
【主な施設利用料】	
家賃 約 2600SEK(約 39,000 円)	
介護費※ 約 1,300SEK(約 19,500 円)	
食事代 約 2,000SEK(約 30,000 円)	
※ 介護費は、市から支払われる。	
・ただし、必ず利用者の手元に 1,900SEK(約 28,500 円)が残らなくてはならない。足りなければ市税から補填される。 ・なお、施設の利用者はほとんどが基礎年金のみの収入で生活している。 ・薬代は個人が、オムツ代は施設が負担する。薬代には、最高限度額があり、1,800SEK[約 27,000 円]以上は支払う必要がないことになっている。	

内容4 スタッフについて

- ・ 現在スタッフはフルタイム勤務、パートタイム勤務を合わせて114名である。
- ・ 夜勤は1ユニットで2人と正看護師で対応している。
- ・ 週に3回、県からドクターが来る。(スウェーデンでは市の権限は看護師までとなっており、ドクターは県の権限となっている。)ドクターとは24時間いつでも連絡が取れるようになっている。
- ・ 施設内で終末医療もなされる。(専門の正看護師、准看護師、OTが施設にいる。)利用者の状態が悪化しても移り住む必要はない。

内容5 入居までの流れについて

- ・ 市のニーズ査定の結果、高齢者施設入居が必要だと判断された場合、利用者が入居希望施設を選択する。
- ・ 入居希望があった場合、市より施設に連絡がある。この際、市より利用者の入居までの経緯、既往歴、どのような支援が必要か等が記載されたレポートが提出される。
- ・ 入居希望者または、その家族との話し合いのもと入居が決まる。(必ず入居者本人の同意も確認する。)
- ・ 入居が決まると入居者の趣味や食事の風習、早起きかどうか等、今までの生活を調べる。看護師、理学療法士による身体機能チェックを元に介護計画が3週間以内に立てられる。介護計画には、入居者の趣味を活かしたアクティビティなども盛り込まれる。

内容6 施設内のデイ活動(ミーティングポイント)の実施

- ・ 施設内では、健康な高齢者のデイ活動の場を提供している。
- ・ こういった活動を通し、健康な高齢者がいつか自分もこういった施設で生活するといった心の準備ができる。

ま と め

- ・ ソルナ市の高齢者特別住宅スコガにて、副所長であるアリス氏から話を伺った。
- ・ 施設内は家庭的で温かみがあり、施設というよりは居住空間に近い印象を受けた。
- ・ 終末医療にも対応可能であり、症状が悪化したからといって移り住む必要がないとのことであった。
- ・ 介護計画など、利用者一人一人を尊重したケアがなされていると感じた。



ソルナスコーガ外観スウェーデンにおいては大きな施設である



トレーニングルーム(自由に使用できデイサービスでも利用できる)

【スウェーデン】ソルナ市 社会福祉局ヒアリング	
開催日時	2010年1月13日(水)13:30~16:30
開催場所	ソルナ市社会福祉局
出席者	Christina Enocson 氏 Lena Bouveng 氏 Lena Ljungqvist 氏、榎本、塙、江澤、通訳
議 題	
1 ソルナ市社会福祉局の担当について	
2 生活保護の概要	
3 保護費の具体例	
4 今後の挑戦	
内 容	
内容 1 ソルナ市社会福祉局の概要	
<u>担当の概要</u>: 社会福祉局経済部は主に5つの担当がある。 ・貸貸家賃の指導 ・高利子借金の返済の支援 ・金銭管理の仲介 ・亡くなった際、金銭的に困難な人の支援 ・生活保護	
内容 2 生活保護の概要	
・生活保護を受けるには、まず電話で連絡し、初期受付担当者が、経済困難な原因や家族構成、経済的な立場などについて事前に調査を行う。 ・<u>最後のセーフティーネット</u>: 自立できるように支援するもので、短期的に生活保護を受ける人が多い。平均受給期間は5.4ヶ月である ・貯金や資産がある場合は、認定されない。預金口座を確認している。また、疾病給付、育児給金、両親手当、児童手当など国からの補助をまず受け、それでも生活できる最低基準を満たせないことが要件となる。 ・毎月自立するための計画を立てており、指導をきちんと守ったか、活動的に仕事をさがしているかなどが確認される。 ・仕事ができない理由がある場合は、医師の証明が必要となる。 ・子どもを持つとは、1歳になる前から就学前教育の申込をする必要がある。保育サービスを利用して労働することができるためである。 ・条件を満たし、保護が決定されると、政府が定めた基本的な額の費用を受け取ることができる。 ・ソルナ市で337世帯が受けており、平均月額 SEK7,700 受け取っている。 ・<u>常に子どもの立場に立つ姿勢</u>: 子ども自身の責任で保護を受けるような状況になったわけではないので、子どものための対応を行う。 ・子どもがいるときは必ず義務として支援を実施している。 ・子どもがホームレスにならないように、子どもがいる場合は例外的に保護が決定されることがある。 ・子どもが離婚して別居となった親と会うための旅費や、宿題を行うために必要なパソコンの費用なども支給される。 ・虐待がある場合は児童相談所に届出をしなければならない義務がある。 ・保護費が支給されているのに、家賃を支払わないなど指導に従わないときには、食事代の支給だけ残して一部保護費を減額するなどの対応を実施している。 ・労働につながる<u>職業訓練制度</u>が設けられている。履歴書を書く練習、面接の練習、職業実習を受けられる。訓練を受けたことの証明が本人に発行される。 ・職業実習から、実際の雇用に結びつくことがある。 ・職業訓練を行うとアルコール依存症など本人の問題点が発見されることがある。	

- ・求職活動を活動的に行わないと、保護費を一部支給停止されることがある。
- ・ストックホルム圏の住宅難：ストックホルム圏では、住宅が不足、借金がある人や、所得が低い人は家を借りることができない。また貸し、またまた貸しが行われている。そのため郊外に家を求めるよう勧めている。
- ・市町村と独立した財団が 3900 のアパートを管理しているが、そのうち 40 戸は社会福祉局が利用できる。アルコール依存症の治療を受けている人など医療が必要な人を優先的に入居させている。

内容3 保護費の具体例

- ・夫婦と子ども2人世帯の具体的な保護費の月額は大まかに以下のように算出される。

基本 10,730SEK
 + 家賃 7,000SEK
 + 電気代 400SEK
 + 交通費 690SEK
 + 薬代 150SEK
 + 病院での医療費 200SEK
 = 19,170SEK

この額から、国から手当等(児童手当 2,200SEK 住宅手当 2,300SEK)を減額し
 支給額は 14,670SEK となる

内容4 将来の挑戦

- ・クリスティーナ氏より今後の挑戦について2つ挙げた。

将来の挑戦:

- 1 住宅難に対応する。
- 2 アルコール依存症について市町村独自に治療できるよう専門的な知識をもった組織をつくる。

ま と め

- ・ソルナ市の生活保護の概要について知ることができた。

- ・「子どもを守る視点」と「徹底した就業への訓練」が日本の生活保護とは大きく異なる点である。



ソルナ市社会福祉局職員と



仕事場（スウェーデンにおいては一般的）

参考文献

NO.	文献名	著者	発行所	発行年
1	逆転都市時代	大西隆	学芸出版社	2004
2	少子化克服への最終処方箋	島田晴雄・瀧美由喜	ダイヤモンド社	2007
3	2020年の日本人	松谷明彦	日本経済新聞出版社	2007
4	人口減少時代の社会福祉学	小田兼三、竹内一夫、 田淵剛、牧田満知子	ミネルヴァ書房	2007
5	全予測2030年のニッポン	三菱総合研究所 産業・市場戦略研究本部	日本経済新聞出版社	2007
6	少子化社会の家族と福祉 ～女性と高齢者の視点から	袖井孝子	ミネルヴァ書房	2004
7	地域コミュニティ論 改訂版 ～地域分権への協働の構図	山崎丈夫	自治体研究社	2003
8	スウェーデンの社会	岡沢憲英・奥島孝康編	早稲田大学出版部	1994
9	スウェーデンの経済	岡沢憲英・奥島孝康編	早稲田大学出版部	1994
10	スウェーデンの挑戦	岡沢憲英	岩波新書	1991
11	女たちのスウェーデン	レグランド塚口淑子	ノルディック出版	2006
12	スウェーデン高い税金と 豊かな生活	星野 泉	イマジン出版	2008
13	スウェーデンの修復型まちづくり	伊藤和良	新評論	2003
14	スウェーデンの持続可能なまちづくり ーナチュラル・ステップが導くコミュニティ改革	サラ ジュームズ、高見 幸子、 トルビョーン ラーティ	新評論	2006
15	横浜市民生活白書2009			2009

ホームページ

NO.	ホームページ名	URL
1	内閣府	http://www.cao.go.jp/
2	厚生労働省	http://www.mhlw.go.jp/
3	独立行政法人 経済産業研究所	http://www.rieti.go.jp/jp/index.html
4	国立社会保障・社会人口問題研究所	http://www.iss.go.jp/
5	スウェーデン大使館	http://www.swedenabroad.com/Start_4324.aspx
6	多摩市	http://www.city.tama.ln.jp/
7	特定非営利活動法人 多摩ニュータウンまちづくり専門家会議	http://www.machisen.net/opinion.php
8	特定非営利活動法人 ままとんきっず	http://www.mamaton.inn.ore/
9	特定非営利活動法人 コスモスの家	http://www.cosmosnoie.com/
10	介護福祉ボランティアグループ すずの会	http://suzunokai.com/

お世話になった方々

(敬称略)

市内視察

野川西団地自治会長	福本 尚
NPO法人 ままとんきっず	有北 いくこ
ボランティアグループ すずの会	鈴木 恵子ほか
NPO法人 秋桜舎 コスモスの家	渡辺 ひろみ、本田 和隆

海外視察

スウェーデン・クオリティケア	Björn Wigstrom
スウェーデン・クオリティケア（通訳）	Junko Stier
ソルナ市高齢者福祉	Maria Olieno, Gudrun Jerresand
ソルナ市児童福祉	Birgitta Callenblad
ソルナ市社会福祉局	Christina Enocsson, Lena Bouveng, Lena Ljungonst
保育園「Preschool Rainbow」	Marianne Rönnblad, Christina Naslund
グループ・リビング・ホーム「Skoga」	Alice Söderberg

庁内関係者

総務局総務部交流推進課	田邊 聡、平井 和美, Ariana Maher
市民・こども局こども支援部	箱島 弘一
健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課	菅野 智宏、土元 寛人、
高齢者住宅サービス課	足立 雄介、中村 隆永
介護保険課	荒井 理史、大町 法久
まちづくり局市街地開発部住宅整備課	柏木 均、石川 岳司、黒田 隆一
まちづくり局市街地開発部住宅管理課	古田 洋一
教育委員会総務部企画課	小椋 信也、葛山 久志

アドバイザー

総合企画局都市経営部長	土方 慎也
総合企画局自治政策部長	鈴木 毅
総合企画局都市経営部企画調整課長	高橋 哲也

サポーター

総合企画局都市経営部企画調整課	大山 啓祐
総合企画局都市経営部企画調整課	川又 克成
総合企画局都市経営部企画調整課	野和田 将太
総合企画局都市経営部統計情報課	市川 裕之

おわりに

私たち研究員は、「中・長期的展望に立った川崎市の政策を探る」という大きなテーマに対して、私たちが研究するテーマを絞りきれず、迷いながらスタートし、常に手探り状態で研究を進めていました。

まず、人口動態に目を向けることから始め、現在の状況把握と将来の姿を想定し、そこから見えてくる課題を抽出するという作業を進めました。

その中から、だんだんと現在の状況も将来の姿も変化の過程も地域によって傾向が異なり、川崎市全体だけでなく地域に目を向けることの重要性が見えてきました。

地域に目を向けていくことで、「子育て支援」「高齢者支援」「地域コミュニティ」というテーマを設定していきました。

そして、最後に私たちの提言では、時間軸の変化と地域の違いという観点から中・長期的な展望に立った政策立案に必要な視点の提案に到達しました。

「中・長期的展望に立った川崎市の政策を探る」という大きなテーマであったことで、様々な分野に思考を凝らし、川崎市の様々な所管の取組に目を向けることになり、そして、様々な角度から総合的で柔軟な視点を持つ重要性をあらためて感じることができました。

また、スウェーデンのソルナ市の視察では、職場の環境が整備されていることと、職員の意識の高さや専門性のレベルの高さに圧倒され、地域で活動する団体の事例研究では、地域でいきいきと活躍する市民団体の熱意を感じました。

この研究を通じて、川崎市が「時代の変化を糧にして、地域が輝きつづけるまち」へつながることを願うとともに、研究での経験を活かして、自らの市職員としての意識を高め、今後の市政に活かしていきたいと思います。

最後になりますが、この研究において、多くの方々にお世話になりました。ヒアリング調査にご協力いただいた皆様、アドバイザー・サポーターの皆様、報告書作成に際しご指導いただいた皆様、研究に送り出してくれた職場の皆様から感謝申し上げます。



川崎の“いま”が分かります 「政策情報かわさき」販売のご案内

第25号 特集：川崎の自治力～分権改革と自治のかたち～

- ◆巻頭鼎談 「分権改革と自治のかたちを展望する」
 東京大学大学院法学政治学研究科教授 森田 朗
 幸区役所副区長 森下 和子
 総合企画局自治政策部長 鈴木 毅
- ◆特集記事 区民会議「第2期目の現状と課題」
 川崎市自治基本条例に基づく市民自治の推進 ほか
- ◆本市の政策展開から
 川崎市地球温暖化対策推進条例の制定◇福祉・介護人材の確保と
 定着に向けて◇「アルテリッカしんゆり」と文化・芸術を活かし
 たまちづくり ほか
- ◆市議会の取り組み 川崎市議会基本条例の制定と今後の議会改革
- ◆研修の窓 ◆現場の目 ◆市民の目 ◆記者の目 ほか
 “旬”の記事を多数掲載！



編集・発行
 川崎市総合企画局自治政策部
 2010年3月、103ページ
 定価 630円

販売のご案内

川崎市役所本庁舎・第3庁舎売店、幸・中原・高津・宮前・多摩・麻生区役所の各売店で販売しています。取り寄せも可能です。別途送料がかかりますので、詳しくは川崎市職員生活協同組合にお問い合わせください。

販売取り扱い

川崎市職員生活協同組合

〒210-0005 川崎市川崎区東田町6-2 ミヤダイビル2F

電話 044-211-6190 FAX 044-245-4688

「政策課題研究報告書」「政策情報かわさき」バックナンバーも発売中

特集タイトルなどはホームページに掲載しています。

<http://www.city.kawasaki.jp/20/20bunken/home/site/jichi/index.htm>

Web 自治基本条例

検索

中・長期的展望に立った川崎市の政策を探る
 (2009年度 政策課題研究報告書)

発行日 2010年3月発行

発行 川崎市総合企画局自治政策部

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-2168 FAX 044-200-3800

メールアドレス 20ziti@city.kawasaki.jp



川崎市総合企画局自治政策部
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
定価 500 円